

平成 30 年 7 月 25 日

文責：金谷

中央環境審議会動物愛護部会（第 48 回）資料 2
「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について」への意見

4 ページ 論点②への対応案への意見

⇒ 所有者が自治体に犬や猫の引取りを求めるような事態を未然に防ぐためには、安易に飼い始めること（購入、譲受け等）を防がなければならない。適正飼養の普及啓発を行う際に、飼養するための条件や必要な知識の習得、必要な経費等に加え、本当に犬や猫の終生にわたって適正に飼養することができるのかを家族とともに真剣に考える機会を設けることが望まれる。場合によっては、犬や猫を飼養しない、譲り受けないという勇気ある決断をすることも重要。

8 ページ 論点①への対応案への意見

⇒ 猫による人の生命、身体、財産や生活環境への被害は、野外を自由に行き来できる外猫や野良猫の糞尿等によるものが多い。これを防止するためには、猫の飼い主への普及啓発（屋内飼育、不妊去勢手術、身元表示等）や TNR 等による飼い主のいない猫対策等を進めることにより、外猫や野良猫を減らしていくことが重要。

あわせて、地域で猫を適正に管理していくことは、環境の悪化防止、公衆衛生の確保につながることから、飼い主やボランティア等のためだけでなく、すべての住民にとって有益であることを周知していくべきである。

⇒ 捨得者から引取りを求められた所有者不明の犬については、狂犬病予防法との関連性からみても、都道府県等が引き取らなければならないのは妥当といえる。しかし、所有者不明の猫の場合、身元表示をせずに屋外飼育されている猫の可能性や、地域で管理している飼い主のいない猫の可能性がある。また所有者不明ではなく、もともと誰のものでもない自活した猫であるとも考えられ、これらの猫を識別することは困難である。負傷等により自活が困難な成猫や、母猫が飼育を放棄した子猫については、都道府県等が引き取り、必要な治療や育成を行ったうえで、元の飼い主への返還もしくは新たな飼い主への譲渡に努めるべきである。

一方で、駆除を目的として猫を捕獲し、都道府県等に引取りを求める人にまで応じなければならないとすることは、飼い主のいない猫対策に取り組んでいる区市町村やボランティア等の熱意を損なうことになる。一律に都道府県等に引取り義務があるとするとは、本来の法の趣旨に反するのではないか。

⇒ 本件対応案中「なお、駆除とは、その場から取り除くという意味であり、殺処分することを意味するものではない。」という意見を各自治体にそのまま適用すると、個々

の動物収容施設の“許容量”を容易に突破するのは自明であるものと見込まれる。

12 ページ 論点①への対応案への意見

⇒ 飼い主による適正な飼養に向けた普及啓発を一層推進していくことに加え、動物を飼っていない人や関心のない人達にも適正飼養の重要性を普及啓発していく視点も必要ではないか。飼い主による遺棄やみだりな繁殖を未然に防ぎ、環境悪化を防止することにもつながるため、社会全体にとって有益であることが理解されれば、行政が税金を使ってまで施策を展開することに賛同が得られるだろう。

12 ページ 論点②への対応案への意見

⇒ 現行の殺処分の統計には、(1)譲渡することが適切ではない、(3)引取り後の死亡が含まれており、(2) (1)以外の処分を最大限減らしていくことを社会全体に認知されるように取り組むべきである。

ただし、自治体によっては、犬や猫の収容数が多い反面、譲渡の仕組みが十分に整っていないところもある。また、大規模な災害や多頭飼育崩壊の発生により、収容数が急激に増加することもある。このような事態を想定せずに殺処分をしない方針を貫いたとしたら、容易に収容施設の許容量を超えてしまい、個体ごとに動物福祉に適った飼養管理を行うことができなくなる。自治体の状況によって、状況や取組は異なることが理解されるようにしていくべきである。

15 ページ 論点①への対応案への意見

⇒ 必要に応じて殺処分を行うことは、収容動物の適正な飼養管理、地域社会の公衆衛生の確保等の観点から必要な措置であることを理解してもらい取組も重要である。

処分を実施する行政職員の安全確保やストレス緩和について、ぜひ検討してほしい。

20 ページ 論点③への対応案への意見

⇒ 自治体が引き取った犬や猫については、引取り後の死亡、譲渡、殺処分のいずれかになるまでは、収容施設で飼養する。この期間は、所有権が元の所有者から自治体に移るものではないと考える。